

前金払について

対象工事等

保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費（契約金額が300万円以上のものに限る。）

前金払の限度額（亀山市会計規則第45条による）

- (1) 土木建築に関する工事に要する経費（次号に掲げるものを除く。）
契約金額の10分の4以内の額
- (2) 土木建築に関する工事に要する経費（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に要する経費に限る。）及び測量に要する経費
契約金額の10分の3以内の額

- 2 2会計年度以上にわたる契約に係る前金払の限度額は、各年度ごとに、当該年度の支出限度額に工事内容に応じ前項各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

※ 限度額の算出金額に10,000円以下の端数が出た場合端数を切り捨ててご請求ください。

※ 前金支払請求書は、各発注担当課へご持参ください。

中間前金払について

対象工事等

保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費（契約金額が1,000万円以上のものに限る。）

中間前金払の限度額（亀山市会計規則第45条第2項による）

- (1) 土木建築に関する工事に要する経費（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量を除く。）

契約金額の10分の2以内の額

- ※ 限度額の算出金額に10,000円以下の端数が出た場合端数を切り捨ててご請求ください。

部分払について

(部分払の回数) (亀山市会計規則第47条による)

- | | | |
|----------|-----------------------|------|
| (1) 契約金額 | 500万円以上2,000万円未満のもの | 1回 |
| (2) 契約金額 | 2,000万円以上5,000万円未満のもの | 2回以内 |
| (3) 契約金額 | 5,000万円以上1億円未満のもの | 3回以内 |
| (4) 契約金額 | 1億円以上のもの | 4回以内 |

- ※ 中間前金払と部分払は選択制としますので、契約締結時にいずれかを選択してください。

契約保証金の納付について

契約金額が500万円以上の場合、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要となります。(契約金額が500万円以下の場合、指名通知の際に契約保証金が「有」となっている場合、納付の必要がありません。)

契約書の契約保証金額の欄には、契約保証金の納付方法により次のように記入してください。

① 契約保証金の納付(現金)をした場合

「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供をした場合

「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する。

③ 金融機関等の保証の場合

「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する。

- ④ 金融機関等の保証（前払金保証事業会社の保証）の場合
「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する。
- ⑤ 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
「免除」と記入する。
- ⑥ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結した場合（公共工事履行保証証券）
「免除」と記入する。
- ※ 契約保証金を現金で納付いただく場合、納付書が必要となりますので、事前にご連絡ください。